

令和元年6月4日

医療機関の長様

埼玉県保健医療部長 関本 建二

(公印省略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」  
の施行について(依頼)

本県の母子保健行政の推進につきましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成31年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給  
等に関する法律(以下「法」という。)」が施行されました。

県では、同法の円滑な施行のために、医療機関の皆様の御協力が不可欠であると考えております。  
つきましては、下記事項につきまして特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 請求者にかかる記録の調査等

一時金の支給に当たり、法に基づき該当医療機関において調査をお願いする場合がございます。  
調査の実施につきましては、本県から個別に御依頼させていただきますので、速やかな御対応  
をお願いいたします。

##### 2 診断書作成等

一時金の請求時には、診断書の提出が必要となります。診断書の作成につきまして御協力をお  
願いいたします。

なお、診断書作成に係る費用は、窓口にて御本人から徴収くださるよう併せてお願いいたしま  
す。

##### 3 制度の周知

支給対象者への効果的な周知のため、リーフレットの掲示等の御協力をお願いいたします。

##### 4 その他

詳細及び各様式につきましては、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知(別添)を参考と  
してください。

< 参考：厚生労働省ホームページ >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikin\\_04351.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyouseiichijikin_04351.html)

健康長寿課 母子保健担当 岩崎 TEL：048-830-3561 Mail：a3570-09@pref.saitama.lg.jp
---